様式第１号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書 |
| 事業の種類 | 事業場の名称 | 事業場の所在地 |
| 　 | 　 | 　 |
| 減額の特例許可を受けようとする労働者 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | 減額の特例許可を受けようとする最低賃金 | 件名 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 精神又は身体の障害の態様 | 　 | 最低賃金額 | 円 |
| 従事させようとする業務の種類 | 　 |
| 支払おうとする賃金 | 金額 | 円以上 |
| 労働の態様 | 　 | 減額率 | ％ |
| 理由 | 　 |
| 減額の特例許可を必要とする理由等 | 　 |
| 　　　　　　　　令和　　　　　年　　　月　　　日職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沖縄　労働局長　　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

注意

1　「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。

2　「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

3　「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。

4　「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。

5　「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとする全ての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。)。

6　「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。

減額率算定表

別紙

（精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減額対象労働者 | 氏名 |  |
| 作業内容（具体的に記入） |

１　労働能率の比較

⑴　比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金と同程度以上の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有する方を「比較対象労働者」として選んでください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 比較対象労働者 | 氏名 |  | 支払金額 | 円 |
| 従事業務の種類及び経験年数作業内容（具体的に記入） |

⑵　対象労働者の作業実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 作業月日 | 比較した作業 | 比較対象労働者 | 減額対象労働者 | 備考 |
| 作業時間 | 作業数量 | 作業時間 | 作業数量 |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 月 　日 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |
| １時間当たりの平均作業量 | ／時間 | ／時間 |  |
| 比較対象労働者に対する労働能率の割合（％） | ①　　　　１００％ | ②　　　　　　％ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 最低賃金法施行規則第５条の表による減額率（減額率の上限）（ ① － ② ） | ％ |

２　職務の内容、職務の成果等について（最低賃金法施行規則第５条柱書）

別紙

⑴　職務の内容（職務の困難度、責任の度合い）

⑵　職務の成果（一定時間当たりの労働によって得られる結果）

⑶　労働能力（指示の必要性、複雑業務の遂行の可否）

⑷　経験等（これまでの経験。今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか）

３　減額率

|  |  |
| --- | --- |
| 職務の内容、職務の成果、労働能力、経験等を勘案した最低賃金法施行規則第５条の減額率 | ％ |

※２頁（３）の労働能率の比較で算出した減額率の上限よりも高い減額率とすることはできません。

（Ｒ2.12）